

## 国立大学法人千葉大学学長の選考手続に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人千葉大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）第20条第1項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学長（以下「学長」という。）の選考手続等に関し、必要な事項を定める。

(意向聴取対象者名簿)

第2条 学長選考・監察会議は、選考規程第5条第2項から第4項までに定める学内意向聴取対象者の資格を調査し、学内意向聴取対象者名簿を作成するものとする。

2 選考規程第5条第2項に定める係長相当職以上の事務職員及び技術職員は、別表1に掲げるものとする。

3 学内意向聴取対象者名簿は、選考規程第6条の公示の日をもって確定するものとする。

4 学長選考・監察会議は、前項の日から7日間、学内意向聴取対象者名簿を選考規程第6条に定める部局（以下「部局」という。）において縦覧に供するものとする。

5 前項の部局は、別表2に掲げるものとする。

6 学内意向聴取対象者は、学内意向聴取対象者名簿に脱漏、誤記載等があると認めるときは、縦覧期間内に書面をもって学長選考・監察会議に申し出ることができる。

7 学長選考・監察会議は、前項の申出の適否を決定し、その結果を申立人に通知するものとし、当該申出が適当であると決定したときは、直ちに学内意向聴取対象者名簿を修正するものとする。

8 選考規程第5条第3項に定める休職、休業（部分休業を除く。）、サバティカル研修及び海外渡航中の者並びに同条第4項に定める委員が、当該事由が消滅したことにより、学内意向聴取を行う日の2日前までに申し出たときは、学内意向聴取対象者名簿に登載する。

(公示等の場所)

第3条 選考規程第6条、第9条、第12条第2項及び第16条第2項の公示は、部局において掲示することにより行うものとする。

2 選考規程第18条の公表は、国立大学法人千葉大学のホームページに掲載することにより行うものとする。

(通知等の送達)

第4条 選考規程第6条及び第9条の学内意向聴取対象者への通知並びに選考規程第10条の学内意向聴取対象者への情報提供は、所属する部局を経て送達するものとする。

(公示及び通知の内容)

第5条 選考規程第6条の公示及び通知には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 学長の選考を行う理由
- 二 学内意向聴取を行う日時及び場所

(推薦書類)

第6条 選考規程第7条第3項及び第4項の推薦は、次の各号に掲げる書面により行うものとする。

- 一 推薦書
- 二 推薦理由書
- 三 学長候補者の経歴及び業績等
- 四 学長候補者の所信

(欠席者の取扱い)

第7条 選考規程第16条第1項の学長選考・監察会議が行う所信等の聴取に欠席した学長候補者は、学長選考・監察会議が特に理由があると認めたとき以外は、失格とする。

(情報提供)

第8条 選考規程第10条に規定する情報は、次の各号（選考規程第17条の規定が適用される場合にあつては、第1号及び第2号を除く。）に掲げるものとする。

- 一 推薦書
- 二 推薦理由書
- 三 学長候補者の経歴及び業績等
- 四 学長候補者の所信

(所信等説明会)

第9条 選考規程第11条に規定する説明会は、原則として西千葉地区、亥鼻地区及び松戸地区において、それぞれ1回開催するものとする。

2 説明会の開催に関する事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(投票)

- 第10条 選考規程第12条に規定する学内意向聴取の投票所は、西千葉地区、亥鼻地区及び松戸地区にそれぞれ1か所設置するものとする。
- 2 学内意向聴取対象者は、学内意向聴取の当日、自ら所属部局所在地区の投票所に行き、入場券を受付に提出し、投票用紙を受け取り、投票を行うものとする。ただし、第13条第1項に定める投票立会人は、その立ち会う投票所において、投票するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議が必要と認めたときは、所属部局の長の申出により、投票所を変更することができるものとする。

(投票の時間)

- 第11条 選考規程第12条に規定する学内意向聴取の投票の時間は、午前10時から午後1時までとする。

(投票管理責任者)

- 第12条 学長選考・監察会議議長は、選考規程第12条の投票及びその開票を管理させるため、学長選考・監察会議専門部会（以下「専門部会」という。）の委員の中から、投票管理責任者を指名するものとする。

(投票立会人)

- 第13条 学長選考・監察会議議長は、教育研究評議会評議員の中から、選考規程第12条の投票の立会人（以下「投票立会人」という。）として、7名を指名するものとする。
- 2 選考規程第7条により推薦された学長候補者は、投票立会人に指名することができない。
- 3 第10条第1項に定める投票所における投票立会人の配置は、西千葉地区投票所3名、亥鼻地区投票所2名、松戸地区投票所2名とする。

(開票)

- 第14条 選考規程第12条の投票の開票は、投票管理責任者が、専門部会委員及び投票立会人（以下「開票立会人」という。）を立ち会わせてこれを行うものとする。
- 2 次の各号に掲げる投票は無効とする。
- 一 正規の用紙を用いないもの
  - 二 2名以上の学長候補者の氏名を記載したもの
  - 三 学長候補者の氏名以外を記載したもの。ただし、学長候補者の職名、敬称を付記したものはこの限りでない。
  - 四 学長候補者の何人を記載したかが確認し難いもの
- 3 白票（文字の記載のない投票）は有効票とする。
- 4 投票の効力は、投票管理責任者が開票立会人の意見を聞いてこれを判定する。

(投票結果の公示)

第15条 選考規程第12条第2項の公示は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 投票総数
- 二 有効投票数
- 三 無効投票数
- 四 各学長候補者の得票数

(不在者投票)

第16条 選考規程第13条に規定する不在者投票は、次の各号に定めるところにより行う。

- 一 不在者投票をしようとする者は、選考規程第9条の規定による学長候補者の公示のあった日から学内意向聴取の日の前日までに、書面をもって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求するものとする。
- 二 投票管理責任者は、不在者投票の請求があったときは、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する。
- 三 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた者は、投票用紙に自ら学長候補者の氏名を記入し、これを不在者投票用封筒に入れ封をし、表面に署名をして、投票管理責任者が管理する不在者投票所において、自ら不在者投票を行う。
- 四 前号の投票は、投票の開票前に投票用封筒を開き、直ちに投票箱に入れなければならない。

(事務)

第17条 学長選考に関する事務は、学長選考・監察会議の管理の下に事務局総務部が担当する。

- 2 選考規程及びこの細則に規定する学長選考に係る事務処理及び取扱いの時間は、原則として執務時間内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長選考・監察会議議長がその都度定めるものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年11月1日から施行する。

別表2（第2条第2項）

係長相当職以上の事務職員及び技術職員の範囲

事務職員	事務局長 部長，次長，国際統括役 課長，監査室長，学長企画室長 副課長，専門員，室長 係長，専門職員
技術職員	技術専門員 技術専門職員 副薬剤部長 薬剤主任 診療放射線技師長 副診療放射線技師長 主任診療放射線技師 栄養管理室長 主任栄養士 臨床検査技師長 副臨床検査技師長 主任臨床検査技師 臨床工学技士長 療法士長 副臨床試験部長 主任臨床研究専門職員 主任理学療法士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 看護部長 副看護部長 看護師長

別表2（第2条第5項）

部局の定義

教育学部，各研究院，附属図書館，医学部附属病院，各共同利用教育研究施設，各附属学校（園），各基幹，各機構，監査室，学長企画室，事務局，各事務部（附属図書館事務部及び医学部附属病院事務部を除く。）